

## 参 照 条 文

### ○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（受験の資格要件）

第四十四条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

（採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材）

第四十五条の二 採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

一～三 （略）

四 係員の官職より上位の職制上の段階に属する官職のうち、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用することが適当なものとして政令で定めるもの

② 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

一～三 （略）

四 経験者採用試験（前項第四号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する職制上の段階その他の官職に係る分類に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

③・④ （略）

（採用試験の方法等）

第四十五条の三 採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、この法律に定めのあるものを除いては、前条第二項各号に掲げる採用試験の種類に応じ、人事院規則で定める。

### ○ 人事院規則 8—18（採用試験）（抄）

（採用試験の種類ごとの名称）

第三条 （略）

2・3 （略）

4 経験者採用試験（法第四十五条の二第二項第四号に規定する経験者採用試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、人事院が定める名称とする。

（試験種目）

第六条 採用試験による能力及び適性を有するかどうかの判定は、第三条第一項から第三項までに掲げる採用試験（第四条第一項に掲げる採用試験にあつては、区分試験）にあつては採用試験ごとに別表第二の試験種目欄に掲げる方法により行い、経験者採用試験である採用試験にあつては基礎能力試験、専門試験（記述式）、外国語試験（記述式）、外国語試験（面接）、総合事例研究試験、一般論文試験、政策論文試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験のうちから採用試験ごとに人事院が定める方法により行う。

2 別表第二の試験種目欄に掲げる方法及び前項の規定により人事院が定める方法（以下「試験種目」という。）のうち、次の各号に掲げる試験種目の出題分野又は内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）、外国語試験（多肢選択式）、外国語試験（記述式）、外国語試験（面接）、外国語試験（聞き取り）、学科試験（多肢選択式）及び学科試験（記述式）

人文科学、社会科学、自然科学その他の分野から人事院が定める出題分野

二・三 (略)

3 (略)

(受験資格)

第八条 (略)

2 (略)

3 経験者採用試験である採用試験の受験資格は、人事院が定める。

(経験者採用試験の告知)

第十条 人事院は、経験者採用試験について、第三条第四項、第四条第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第八条第三項の規定により名称、区分試験及びその対象となる官職、試験種目及びその出題分野並びに受験資格を定めた場合には、その内容を官報により告知しなければならない。

2 (略)

(採用試験の施行)

第十七条 (略)

2 第三条第二項第二号に掲げる採用試験の区分試験(別表第一の区分試験欄に掲げる事務(社会人)、技術(社会人)、農業(社会人)、農業土木(社会人)及び林業(社会人)の区分試験に限る。)及び経験者採用試験は、任命権者(法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。)から当該採用試験を実施することの求めがあった場合において、人事院が必要と認めるときに、行う。

## ○ 平成26年人事院公示第22号(抄)

1 人事院規則8-18(採用試験)(以下「規則」という。)第3条第4項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類(以下単に「種類」という。)に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一・二 (略)

三 内閣官房令第2条第3号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験(書記官級)

四 内閣官房令第2条第4号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)

五 内閣官房令第2条第5号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験(係長級(技術))

六～九 (略)

2・3 (略)

4 規則第6条第1項の人事院が定める方法は、経験者採用試験である採用試験(第2項の規定により区分された採用試験にあつては、区分試験)ごとに別表第2の試験種目欄に掲げるとおりとする。

5 前項の規定により別表第2の試験種目欄に掲げられた試験種目のうち規則第6条第2項第1号に掲げる試験種目に係る同号の人事院が定める出題分野は、別表第3の出題分野欄に掲げるとおりとする。

6 規則第8条第3項の規定に基づき、経験者採用試験である採用試験の受験資格は、その採用試験(第2項の規定により区分された採用試験にあつては、区分試験)ごとに別表第4の受験資格欄に掲げるとおりとする。

7 (略)

別表第1 (略)

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
(略)		(略)
国税庁経験者採用試験 (国税調査官級)		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、 人物試験及び総合評価面接試験
(略)		(略)

別表第3

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験 (書記官級)	外国語試験 (記述式)	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、 アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及 び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語
	外国語試験 (面接)	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、 アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及 び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
(略)		(略)
農林水産省経験者採用試験 (係長級(技術))		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大 学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して4 年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在 学して地球科学、化学、生物学、薬学、農芸化学、農学、農 業経済、畜産、水産又は農業農村工学に関する課程を修めて 卒業又は修了したもの
(略)		(略)